

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の内容について

事業の概要	<p>(対象者) 満3歳未満(0歳6カ月～2歳)で保育所等に通っていないこども</p> <p>(内容) 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するなど、全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、現行の保育所等の対象外となる、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもで0～2歳児を対象に月一定時間(10時間)までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施事業者:市町村の「認可」を受けた多様な主体(保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育、子育て支援拠点、児童発達支援センター等)。・利用希望者:利用認定申請を市へ行い、市は、認定事務の結果、認定証を発行。以後、利用者は、国の総合支援システムを活用して、利用予約等を行う。
事業の意義	<ul style="list-style-type: none">・「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことが目的(こどもまんなか)。・保護者の就労状況に関わらない全ての子育て家庭への支援強化。・在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会がえられること。・保護者の孤立感・不安感の解消、子育ての喜びの再認識。・こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきをえたりするなど。・要支援家庭等の早期把握・適切なサポートへの繋ぎの役割(地域における子育て支援の新たな社会資源としての役割)。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みについて 1

利用時間数 (量の見込み)の考え方	<p>こども誰でも通園制度(正式名称:乳児等通園支援事業)は、子ども・子育て支援法の法改正により、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、市町村子ども・子育て支援事業計画に定める必要があります。 和泉市こどもまんなか計画における、こども誰でも通園制度に関する量の見込みの算出方法については、次のとおりとします。</p> <p>1 国基準による算出方法 (1)必要受入時間数 対象年齢(0歳6か月から満3歳未満)の未就園児数×月一定時間(月10時間 (国基準)) (2)必要定員数 必要受入時間数÷定員一人1月当たりの受入可能時間数(※) (※)月 176 時間(8時間 ×22 日)を基本とします。</p> <p>2 本市の考え方 (1)必要受入時間数 こども誰でも通園制度の利用意向を反映:令和6年度に実施した「こども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童用)」によると、こども誰でも通園制度の利用意向がない世帯が一定割合いることから、国基準による必要受入時間数に利用希望のある世帯の割合(当初約75%)を乗じて得た結果を必要受入れ時間数とします。 (2)必要定員数 国基準とおりの算定方法で算出します。 (3)提供区域 市内全域を提供区域として、量の見込みと確保方を定めます。</p>
算出方法	<p>1 対象となる未就園児童数の算出 $\text{○対象となる未就園児数(在宅保育の数)} = \text{就学前児童の見込数}(0 \text{ 歳児数} \times 1/2 + 1 \text{ 歳児数} + 2 \text{ 歳児数}) - \text{申込者見込数}$ <ul style="list-style-type: none"> ・0歳、1歳、2歳の各年度の人数は、和泉市こどもまんなか計画策定で行った推計を使用します。 ・0歳6か月から満1歳未満の就学前児童数 = 0 歳児の数 × 0.5 とします。 ・未就園児数 = 就学前児童数 - 保育申込数として算出します。 </p> <p>2 利用希望時間数 $\text{○利用希望時間数} = \text{利用を希望する児童数}(\text{対象となる未就園児数} \times \text{想定利用率(制度利用を希望する人の割合)}) \times \text{月 10 時間}$ <ul style="list-style-type: none"> ・想定利用率(令和8年度)75%、(令和9年度)80%、(令和10年度)85%、(令和11年度)90% </p>

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みについて 2

具体的な算出方法(例):実際は4圏域ごとに算出し、端数処理をしています

①就学前児童数見込(単位:人)

	R8	R9	R10	R11
0歳児	1,088	1,091	1,049	1,030
1歳児	1,196	1,174	1,152	1,111
2歳児	1,214	1,241	1,208	1,186

②申込者数見込(単位:人)

	R8	R9	R10	R11
0歳児	271	286	289	298
1歳児	810	821	820	805
2歳児	840	884	875	872

③対象未就園児数【①—②】(単位:人)
(0歳児は6か月以上が対象のため、①を1/2にする)

	R8	R9	R10	R11
0歳児	273	260	236	217
1歳児	386	353	332	306
2歳児	374	357	333	314

④全員がこども誰でも通園制度の上限まで使用する場合の
1か月当たりの量見込(③の各数値×10時間)(単位:時間)

	R8	R9	R10	R11
0歳児	2,730	2,595	2,355	2,170
1歳児	3,860	3,530	3,320	3,060
2歳児	3,740	3,570	3,330	3,140

【想定利用率】
(R8)75%
(R9)80%
(R10)85%
(R11)90%

⑤利用しない人が一定数いることを加味した場合の
1か月当たりの量見込(④の各数値×想定利用率)(単位:時間)

	R8	R9	R10	R11
0歳児	2,050	2,076	2,004	1,955
1歳児	2,897	2,824	2,823	2,754
2歳児	2,806	2,856	2,832	2,826

※ こども誰でも通園制度 量の見込

	1か月の必要受入時間数(単位:時間)			
	R8	R9	R10	R11
0歳児	2,050	2,076	2,004	1,955
1歳児	2,897	2,824	2,823	2,754
2歳児	2,806	2,856	2,832	2,826
計	7,753	7,756	7,659	7,535

	1日当たり必要定員数(単位:人)			
	R8	R9	R10	R11
0歳児	15	15	14	13
1歳児	19	18	19	18
2歳児	18	18	18	19
計	52	51	51	50

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の確保方策について

確保方策の 考え方	<p>1 受入可能時間数 提供区域は市内全体とし、各歳児における必要受入時間数に対応する受入時間数を確保することを基本とします。 施設種別は、保育所、認定こども園(私立)、幼稚園(私立)で必要受入時間数を確保するものとします。</p> <p>2 利用定員数 $\text{受入可能時間数} \div \text{定員一人1月当たりの受入可能時間数}(\ast 1)$ ($\ast 1$)保育所、認定こども園(私立)は月 176 時間(8時間\times22 日)とし、幼稚園(私立)は月 88 時間(4時間\times22 日)とします(整備量見込み調査にかかる国通知に基づく。)</p>
--------------	---

※ こども誰でも通園制度 確保方策

①1 か月の受入可能時間(単位:時間)

種別	R8	R9	R10	R11
0 歳児	2,343	2,486	2,585	2,684
1 歳児	2,873	3,060	3,379	3,522
2 歳児	2,875	3,062	3,381	3,524
合計	8,091	8,608	9,345	9,730

②1日当たり受け入れ定員数(単位:人)

種別	R8	R9	R10	R11
0 歳児	15	15	16	16
1 歳児	18	19	20	22
2 歳児	21	21	23	24
合計	54	55	59	62

今年度の取組みスケジュール

時期	主な内容	対象	備考
令和 7 年 5 月	園長会等での制度説明・アンケート調査依頼	事業者	
令和 7 年 6 月	アンケート提出期限(6 月 16 日)	事業者	
令和 7 年 7 月 31 日	「量の見込み・確保方策」をこどもまんなか会議等へ報告・承認	市	
令和 7 年 9 月	認可基準条例(設備運営基準条例)案 議会提出	市	
令和 7 年 10 月頃～	事業者向け「認可申請」受付開始	事業者	条例制定後、様式を案内
未定	事業者向け「確認申請」受付開始	事業者	認可申請と並行・後続して実施
令和 7 年 12 月頃～	認可申請審査、児童福祉審議会等 意見聴取(認可諮問)	市	
令和 7 年 12 月～1 月頃	審議会等の意見を踏まえ、市として認可・不認可を決定し、事業者へ通知	事業者	
令和 8 年 1 月頃～	利用者向け「利用認定申請」受付開始	利用者	市民への周知開始
令和 8 年 1 月頃～随時	利用者へ認定証 送付開始	利用者	
令和 8 年 3 月	確認基準条例案 議会提出・議決	市	
令和 8 年 3 月末	事業者「確認」審査・決定、確認通知	市	
令和 8 年 4 月 1 日	こども誰でも通園制度 開始(給付開始)	全体	確認を受けた事業者が給付対象サービスを提供

※ 国からの通知等の動向により変更する場合があります。

(参考)

『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver.2) 令和6年10月10日』(こども家庭庁)から抜粋

計画への記載について

なお、法改正による制度創設から第三期市町村支援事業計画の始期(令和7年度)までの期間を踏まえ、新規三事業について、第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難である場合においては、中間年見直しに際し、又は、中間年を待たずして、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに市町村支援事業計画に設定することとしても差し支えない。ただし、この場合においても、令和7年度から市町村支援事業計画に量の見込み等を設定するまでの期間について、市町村支援事業計画とは別に量の見込み等の計画等を策定するなど、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めること。

量の見込について

乳児等通園支援事業の量の見込み(必要定員数)の算出方法については、以下に記載のとおりとする。

(ア)「必要受入れ時間数」について

下記基本的な算出式により、各年度の対象年齢ごとの必要受入れ時間数を算出することを基本とするが、市町村において、算出式に利用割合を乗じて算出することも可能とする。また、以下の算出式によらず、市町村独自に必要な受入れ時間数を算出することも可能とする。

<基本的な算出式>

対象年齢(※1)の未就園児数 × 月一定時間(※2)

(※1)対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満と仮定する。

(※2)月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10 時間と仮定する。

(イ)「必要定員数」について

下記基本的な算出式により、各年度の対象年齢ごとの必要定員数を算出することを基本とするが、市町村独自に必要な定員数を算出することも可能とする。

<基本的な算出式> (小数点以下切り上げ)

必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数(※3)

(※3)月 176 時間(8時間×22 日)を基本とする。